



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年3月23日月曜日 第89号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正..... (広報広聴課) ... 164

愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金収納事務の委託..... (障がい福祉課) ... 165

指定自立支援医療機関の指定..... (") ... 165

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... (経営支援課) ... 165

公有水面埋立工事のしゅん功認可..... (港湾海岸課) ... 166

急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防課) ... 166

県立都市公園の区域の変更..... (都市整備課) ... 166

委任した指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更..... (建築住宅課) ... 166

土地改良区役員の就退任の届出(2件)..... (中予地方局農村整備第一課) ... 167

道路の区域変更(一般国道437号)..... (中予地方局管理課) ... 167

道路の供用開始(一般国道437号)..... (") ... 167

道路の区域変更(一般国道317号)..... (") ... 168

道路の供用開始(一般国道317号)..... (") ... 168

土地改良区役員の就退任の届出(2件)..... (南予地方局農村整備課) ... 168

公 告

遺失物管理システムの借入れ..... (警察本部会計課) ... 169

人事管理システムの借入れ..... (") ... 170

公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則..... (警察本部交通規制課) ... 171

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則..... (警察本部警務課) ... 172

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... (選挙管理委員会) ... 173

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第248号

愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報(平成14年3月愛媛県告示第701号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和2年3月23日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所	口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
省略				省略			
愛媛県立子ども療育センタ	省略			愛媛県立子ども療育センタ	省略		

一 職員（会計年度任用職員）採用試験及び発達障がい者支援センター職員（会計年度任用職員）採用試験				一 臨時職員採用試験及び発達障がい者支援センター臨時職員採用試験			
省略				省略			

○愛媛県告示第249号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
松山市道後町二丁目12番11号
- 2 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

○愛媛県告示第250号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第 2 項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和2年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
社会福祉法人正和会	宇和島市保田甲1932番地 2	指定訪問看護ステーションやすらぎの社	宇和島市保田甲1932番地 2	訪問看護ステーション（育成医療・更生医療）	令和2年3月1日

○愛媛県告示第251号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

令和2年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
イオンモール新居浜	新居浜市前田町 8 番 8 号	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎 双一	イオンモール株式会社 代表取締役 吉田 昭夫	平成27年 2月1日	令和2年 3月9日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	イオンリテール株式会社 ほか66者	イオンリテール株式会社 ほか65者	令和2年 1月24日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第252号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、上島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

令和2年3月23日

弓削港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村時広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

上島町

愛媛県越智郡上島町弓削下弓削210番

代表者 上島町長 宮脇 馨

愛媛県越智郡上島町弓削下弓削185番5

2 埋立区域

(1) 位置

愛媛県越智郡上島町弓削島2800番3の地先公有水面

(2) 区域

次の1点から13点を結ぶ線と13点から1点を結ぶ公有水面との境界線（平成29年秋分の日 満潮位 D.L.4.05メートルにて決定）により囲まれた区域

基点（国土地理院「高側」四等三角点、越智郡弓削町大字佐島字高側甲690番地）は、北緯34度15分17.7470秒、東経133度11分31.2973秒の地点

1点は、基点から真北107度14分04秒、472.06メートルの地点

2点は、1点から真北212度29分03秒、3.02メートルの地点

3点は、2点から真北208度57分53秒、4.45メートルの地点

4点は、3点から真北204度29分28秒、4.31メートルの地点

5点は、4点から真北198度23分35秒、4.32メートルの地点

6点は、5点から真北193度26分50秒、1.65メートルの地点

7点は、6点から真北189度27分44秒、3.32メートルの地点

8点は、7点から真北183度36分47秒、2.62メートルの地点

9点は、8点から真北182度06分47秒、3.39メートルの地点

10点は、9点から真北88度32分01秒、1.17メートルの地点

11点は、10点から真北178度30分00秒、1.80メートルの地点

12点は、11点から真北268度11分53秒、1.18メートルの地点

13点は、12点から真北176度13分56秒、2.22メートルの地点

(3) 面積

39.86平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成31年4月2日 愛媛県指令30港第445号

4 しゅん功認可年月日

令和2年3月23日

○愛媛県告示第253号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

令和2年3月23日

愛媛県知事 中村時広

御殿内（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成12年11月愛媛県告示第1572号）御殿内（追加）の項で指定した標柱19号、標柱18号及び標柱17号を順次結んだ線、標柱17号と次に掲げる地番の土地に存する標柱20号から標柱29号までを順次結んだ線及び標柱29号と標柱19号を結んだ線に囲まれた区域

市町		字	地番	標柱
宇和島市	吉田町沖村	鋪田	甲415番	20号
			甲417番	21号
			甲420番1	22号
			甲422番3	23号
			甲525番1	24号
			甲513番4	25号
			甲502番	26号
			乙20番	27号
			甲437番	28号
			甲430番1	29号

○愛媛県告示第254号

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第2条第2項の規定に基づき、県立都市公園の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年3月23日

愛媛県知事 中村時広

名称	位置	変更に係る区域	供用開始の日
総合運動公園	松山市及び伊予郡砥部町	図面とおり	令和2年3月31日

（図面省略）

○愛媛県告示第255号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった。

令和2年3月23日

愛媛県知事 中村時広

1 名称及び住所

株式会社東京建築検査機構

東京都中央区日本橋富沢町10番16号

2 変更する構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

(1) 変更前

名称	事務所の所在地
省略	
TBTC九州構造センター	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番15号

(2) 変更後

名称	事務所の所在地
省略	
TBTC九州構造センター	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番15号
TBTC中国構造センター	広島県広島市中区銀山町3番1号

3 変更年月日

令和2年4月1日

○愛媛県告示第256号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市斎院樋川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和2年3月23日

愛媛県中予地方局長 尾崎幸朗

退任

役員の種類	氏名	住所
監事	橋本正	松山市別府町312-1

○愛媛県告示第257号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、北条市畑地帯総合土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年3月23日

愛媛県中予地方局長 尾崎幸朗

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	原田裕三	松山市浅海原甲620番地

○愛媛県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年3月23日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	437号	松山市久万ノ台1069番2から 同市久万ノ台乙261番4まで	旧	メートル 16.8~22.8	キロメートル 0.046	
			新	16.8~17.8	0.046	

○愛媛県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年3月23日

愛媛県知事 中村時広

"	長野佳彦	松山市大浦723番地
"	田中伸誠	松山市萩原甲78番地3
"	高橋武	松山市浅海本谷甲76番地1
"	渡部昌彦	松山市浅海原甲1114番地1
"	田中佳徳	松山市猿川甲263番地
"	山本佳夫	松山市猿川甲223番地
"	渡部勝三	松山市院内甲126番地
"	山本隆	松山市八反地甲439番地2
"	石橋仁志	松山市河野高山甲108番地
"	中屋英俊	松山市佐古甲535番地
"	重松正憲	松山市本谷甲405番地
監事	高木正友	松山市浅海本谷甲396番地
"	中屋芳明	松山市佐古甲181番地
"	山崎久生	松山市滝本甲112番地1

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	原田裕三	松山市浅海原甲620番地
"	長野佳彦	松山市大浦723番地
"	中川伸良	松山市萩原甲303番地
"	渡部忠義	松山市浅海本谷甲501番地
"	前田博幸	松山市浅海原甲380番地
"	篠原明俊	松山市猿川甲945番地
"	渡部敬三	松山市猿川甲509番地
"	森幹治	松山市八反地甲678番地
"	石橋仁志	松山市河野高山甲108番地
"	重松完	松山市佐古甲177番地
"	重松正憲	松山市本谷甲405番地
監事	横山雅利	松山市本谷甲717番地2
"	山本隆	松山市中西内439番地2
"	重松孝男	松山市夏目甲411番地2

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	437号	松山市久万ノ台1069番2から 同市久万ノ台乙261番4まで	令和2年3月23日
"	"	松山市古三津三丁目675番2から 同市古三津四丁目654番6まで	"
"	"	松山市古三津三丁目706番3	"

○愛媛県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年3月23日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	317号	松山市宿野町乙188番14	旧	メートル 6.6	キロメートル 0.005	
			新	14.4~15.4	0.005	

○愛媛県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年3月23日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	317号	松山市宿野町乙188番14	令和2年3月23日

○愛媛県告示第262号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大久保山土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年3月23日

愛媛県南予地方局長 大北 秀

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	清水 雅文	南宇和郡愛南町越田99番地
"	岡田 敏弘	南宇和郡愛南町増田2619番地
"	宇都宮 磯志	南宇和郡愛南町城辺甲5435番地
"	中川 治雄	南宇和郡愛南町城辺甲2163番地
"	和喜田 重則	南宇和郡愛南町城辺甲2117番地
"	田村 健	南宇和郡愛南町城辺甲3836番地
"	西本 繁夫	南宇和郡愛南町城辺甲3724番地
"	畑田 藤志郎	南宇和郡愛南町城辺甲4801番地

"	松岡 忠利	南宇和郡愛南町緑乙228番地1
"	田村 司	南宇和郡愛南町城辺乙85番地
"	金子 克己	南宇和郡愛南町緑甲1668番地2
"	吉田 浩	南宇和郡愛南町緑甲936番地
"	孝野 覚也	南宇和郡愛南町緑乙2914番地
"	金繁 克則	南宇和郡愛南町緑乙769番地
"	岡本 六夫	南宇和郡愛南町緑乙2075番地
"	下田 眞志	南宇和郡愛南町御荘長月1036番地
"	菊地 譽雄	南宇和郡愛南町御荘平城3276番地
"	水野 重利	南宇和郡愛南町満倉2266番地
"	松本 勝利	南宇和郡愛南町上大道1094番地
監事	木村 俊介	南宇和郡愛南町緑甲953番地
"	金原 徹	南宇和郡愛南町御荘長月499番地
"	谷平 伸弘	南宇和郡愛南町上大道1373番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	清水雅文	南宇和郡愛南町越田99番地
"	岡田敏弘	南宇和郡愛南町増田2619番地
"	宇都宮磯志	南宇和郡愛南町城辺甲5435番地
"	中川治雄	南宇和郡愛南町城辺甲2163番地
"	中川順治	南宇和郡愛南町城辺甲2177番地
"	田村健	南宇和郡愛南町城辺甲3836番地
"	西本繁夫	南宇和郡愛南町城辺甲3724番地
"	畑田藤志郎	南宇和郡愛南町城辺甲4801番地
"	松岡忠利	南宇和郡愛南町緑乙228番地1
"	田村司	南宇和郡愛南町城辺乙85番地
"	金子克己	南宇和郡愛南町緑甲1668番地2
"	吉田浩	南宇和郡愛南町緑甲936番地
"	孝野覚也	南宇和郡愛南町緑乙2914番地
"	清水利康	南宇和郡愛南町緑乙1165番地
"	岡本六夫	南宇和郡愛南町緑乙2075番地
"	下田眞志	南宇和郡愛南町御荘長月1036番地
"	菊地豊雄	南宇和郡愛南町御荘平城3276番地
"	宮谷光俊	南宇和郡愛南町満倉2434番地4
"	松本勝利	南宇和郡愛南町上大道1094番地
監事	木村俊介	南宇和郡愛南町緑甲953番地
"	金原徹	南宇和郡愛南町御荘長月499番地
"	大西健夫	南宇和郡愛南町上大道725番

○愛媛県告示第263号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、三崎町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年3月23日

愛媛県南予地方局長 大北 秀

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	山下三郎	西宇和郡伊方町名取735番地
"	溜池信次	西宇和郡伊方町三崎1156番地
"	小田鉄夫	西宇和郡伊方町三崎1686番地
"	長生茂之	西宇和郡伊方町二名津640番地
"	山下亀太郎	西宇和郡伊方町三崎1639番地
"	長山純也	西宇和郡伊方町佐田104番地
"	西川一彌	西宇和郡伊方町松183番地
"	宇都宮一行	西宇和郡伊方町与侈1382番地2
"	大岩康久	西宇和郡伊方町三崎5680番地3
"	大内晶利	西宇和郡伊方町高浦117番地
監事	片岡孝弘	西宇和郡伊方町三崎1602番地
"	谷口典傳	西宇和郡伊方町二名津621番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	山下茂	西宇和郡伊方町三崎1721番地
"	溜池信次	西宇和郡伊方町三崎1156番地
"	田村健	西宇和郡伊方町二名津247番地

"	梶谷吉幸	西宇和郡伊方町大佐田141番地
"	山下三郎	西宇和郡伊方町名取735番地
"	加藤市郎	西宇和郡伊方町串2048番地
"	大内晶利	西宇和郡伊方町高浦117番地
"	大岩康久	西宇和郡伊方町三崎5680番地3
"	西川一彌	西宇和郡伊方町松183番地
"	山下亀太郎	西宇和郡伊方町三崎1639番地
監事	松本充範	西宇和郡伊方町三崎1233番地
"	石井章	西宇和郡伊方町二名津89番地

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年3月23日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
遺失物管理システムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
遺失物管理システム一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、業務アプリケーション一式、搬入・据付け・配線・調整等一式を含む。）

- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。

- (4) 借入期間
令和2年11月1日から令和8年10月31日まで

- (5) 借入場所
入札説明書及び仕様書による。

- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、令和2・3・4年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場

所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110

- (2) 入札書の受領期限
令和2年5月11日(月)午後1時30分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和2年5月11日(月)午後1時30分
愛媛県警察本部2階 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 事前提出書類の受領期限
公告の日から令和2年5月1日(金)午後5時15分まで。
- (5) 納入予定物品申出書の受領期限
公告の日から令和2年4月16日(木)午後5時15分まで。
- (6) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
要
- (8) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (9) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Lost and Found Management System, 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 11, May, 2020
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名
人事管理システムの借入れ
 - (2) 借入物品名及び数量
人事管理システム一式(ハードウェア式、ソフトウェア式、業務アプリケーション一式、搬入・据付け・配線・調整等一式を含む。)
 - (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
 - (4) 借入期間
令和3年3月1日から令和9年2月28日まで
 - (5) 借入場所
入札説明書及び仕様書による。
 - (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、営業種別「その他」について、令和2・3・4年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話 (089)934 0110
 - (2) 入札書の受領期限
令和2年5月11日(月)午後2時00分
 - (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
 - (4) 開札の日時及び場所
令和2年5月11日(月)午後2時00分
愛媛県警察本部2階 第一会議室
- 4 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 事前提出書類の受領期限
公告の日から令和2年5月1日（金）午後5時15分まで。
- (5) 納入予定物品申出書の受領期限
公告の日から令和2年4月16日（木）午後5時15分まで。
- (6) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否

- 要
- (8) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
 - (9) その他
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Human Resource Management System , 1 set
 - (2) Time limit of tender: 2:00 p.m . , 11 , May , 2020
 - (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第3号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和2年3月23日

愛媛県公安委員会委員長 曾我部 謙 一

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第9条の2関係）			別表第2（第9条の2関係）		
番号	路線名	区 間	番号	路線名	区 間
1～6 省略			1～6 省略		
6の2	一般国道11号	西条市小松町妙口字山崎甲233番3から同市丹原町志川甲1023番2まで			
7～9 省略			7～9 省略		
10	一般国道33号	松山市北井門二丁目513番1から同市小坂五丁目24番1まで	10	一般国道33号	松山市北井門二丁目18番20号から同市小坂五丁目24番1まで
10の2	一般国道33号	伊予郡砥部町拾町275番1から松山市北井門二丁目513番1まで			
11～66の3 省略			11～66の3 省略		
66の4	県道金生三島線	四国中央市村松町字日吉縄229番1地先から同市三島宮川一丁目字神ノ元1173番1地先まで			
67～78 省略			67～78 省略		

78の2	松山市道宮前 118号線	松山市衣山一丁目622番6地先か ら同市六軒家町48番1地先まで
79～122 省略		

79～122 省略		

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第4号

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月23日

愛媛県公安委員会委員長 曾我部 謙 一

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和45年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																				
<p>別表第1（第1条関係） 交番、駐在所及び署所在地</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 今治警察署</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>所 管 区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>富田駐在所</td> <td>省略</td> <td>今治市のうち上徳、上徳1丁目、町谷、松木、高市、喜田村、喜田村一～八丁目、東村_____、東村一～五丁目、拝志、宮ヶ崎（頓田川以西）、富田新港一・二丁目</td> </tr> <tr> <td>唐子台駐在所</td> <td>省略</td> <td>今治市のうち唐子台東一～三丁目、唐子台西一～三丁目、国分、国分一～七丁目、桜井団地一～五丁目、登畑、宮ヶ崎（頓田川以东）、旦、東村南一・二丁目</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(6)～(16) 省略</p> <p>別表第2（第2条関係） 警備派出所、検問所及び警察官連絡所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所 管 区	省略			富田駐在所	省略	今治市のうち上徳、上徳1丁目、町谷、松木、高市、喜田村、喜田村一～八丁目、東村_____、東村一～五丁目、拝志、宮ヶ崎（頓田川以西）、富田新港一・二丁目	唐子台駐在所	省略	今治市のうち唐子台東一～三丁目、唐子台西一～三丁目、国分、国分一～七丁目、桜井団地一～五丁目、登畑、宮ヶ崎（頓田川以东）、旦、東村南一・二丁目	省略			名 称	位 置	省略		省略		省略		省略		<p>別表第1（第1条関係） 交番、駐在所及び署所在地</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 今治警察署</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>所 管 区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>富田駐在所</td> <td>省略</td> <td>今治市のうち上徳、上徳1丁目、町谷、松木、高市、喜田村、喜田村一～八丁目、東村、<u>東村南一・二丁目</u>、東村一～五丁目、拝志、宮ヶ崎（頓田川以西）、富田新港一・二丁目</td> </tr> <tr> <td>唐子台駐在所</td> <td>省略</td> <td>今治市のうち唐子台東一～三丁目、唐子台西一～三丁目、国分、国分一～七丁目、桜井団地一～五丁目、登畑、宮ヶ崎（頓田川以东）、旦_____</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(6)～(16) 省略</p> <p>別表第2（第2条関係） 警備派出所、検問所及び警察官連絡所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>八幡浜警察署串警察官連絡所</u></td> <td><u>西宇和郡伊方町</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>宇和島警察署目黒警察官連絡所</u></td> <td><u>北宇和郡松野町</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所 管 区	省略			富田駐在所	省略	今治市のうち上徳、上徳1丁目、町谷、松木、高市、喜田村、喜田村一～八丁目、東村、 <u>東村南一・二丁目</u> 、東村一～五丁目、拝志、宮ヶ崎（頓田川以西）、富田新港一・二丁目	唐子台駐在所	省略	今治市のうち唐子台東一～三丁目、唐子台西一～三丁目、国分、国分一～七丁目、桜井団地一～五丁目、登畑、宮ヶ崎（頓田川以东）、旦_____	省略			名 称	位 置	省略		<u>八幡浜警察署串警察官連絡所</u>	<u>西宇和郡伊方町</u>	省略		<u>宇和島警察署目黒警察官連絡所</u>	<u>北宇和郡松野町</u>	省略	
名 称	位 置	所 管 区																																																			
省略																																																					
富田駐在所	省略	今治市のうち上徳、上徳1丁目、町谷、松木、高市、喜田村、喜田村一～八丁目、東村_____、東村一～五丁目、拝志、宮ヶ崎（頓田川以西）、富田新港一・二丁目																																																			
唐子台駐在所	省略	今治市のうち唐子台東一～三丁目、唐子台西一～三丁目、国分、国分一～七丁目、桜井団地一～五丁目、登畑、宮ヶ崎（頓田川以东）、旦、東村南一・二丁目																																																			
省略																																																					
名 称	位 置																																																				
省略																																																					
省略																																																					
省略																																																					
省略																																																					
名 称	位 置	所 管 区																																																			
省略																																																					
富田駐在所	省略	今治市のうち上徳、上徳1丁目、町谷、松木、高市、喜田村、喜田村一～八丁目、東村、 <u>東村南一・二丁目</u> 、東村一～五丁目、拝志、宮ヶ崎（頓田川以西）、富田新港一・二丁目																																																			
唐子台駐在所	省略	今治市のうち唐子台東一～三丁目、唐子台西一～三丁目、国分、国分一～七丁目、桜井団地一～五丁目、登畑、宮ヶ崎（頓田川以东）、旦_____																																																			
省略																																																					
名 称	位 置																																																				
省略																																																					
<u>八幡浜警察署串警察官連絡所</u>	<u>西宇和郡伊方町</u>																																																				
省略																																																					
<u>宇和島警察署目黒警察官連絡所</u>	<u>北宇和郡松野町</u>																																																				
省略																																																					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和2年3月23日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,156,735
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,135
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 244,592

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	43,456	14,486
南宇和郡	18,676	6,226
松山市・上浮穴郡	435,739	139,290
今治市・越智郡	138,941	46,314
宇和島市・北宇和郡	76,672	25,558
八幡浜市・西宇和郡	37,230	12,410
新居浜市	99,588	33,196
西条市	91,108	30,370
大洲市・喜多郡	50,628	16,876
伊予市	31,244	10,415
四国中央市	73,081	24,361
西予市	32,265	10,755
東温市	28,107	9,369